

【課税標準の特例を受ける償却資産】

地方税法に規定する一定の要件を備える償却資産については、課税標準額の特例が適用され固定資産税が軽減されます(下表参照)。このような資産をお持ちの方は「償却資産課税標準特例該当資産届出書兼明細書」を提出してください。

「償却資産課税標準特例該当資産届出書兼明細書」の用紙は、税務課資産税第二係にご請求ください。

【課税標準の特例の対象となる償却資産の例】

根拠規定		特例対象資産	関係法令	特例率	添付書類
条	項 号				
法 第 三 四 九 条 の 三	第 3 項	ガス事業用資産	ガス事業法第 2 条 第 2 項及び第 4 項 施行令第 52 条の 2	最初の 5 年間 1/3 その後の 5 年間 2/3	
	第 6 項	内航船舶		1/2	
本 法 附 則 第 十 五 条	第 2 項 第 1 号	汚水又は廃液の 処理施設	水質汚濁防止法第 2 条第 2 項又は第 3 項	1/3	特定施設設置（使用、変更）届出書の写し
	第 2 項 第 3 号	ごみ処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項	1/2	一般廃棄物処理施設設置許可申請書の写し
	第 2 項 第 4 号	一般廃棄物の最終処分場		2/3	
	第 2 項 第 5 号イ	産業廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項	1/2	産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び許可書の写 環境大臣の認定を受けている場合はそれが分かる書類の写し
	第 2 項 第 5 号ロ			1/3	
	第 2 項 第 6 号	下水道除害施設	下水道法第 12 条第 1 項又は第 12 条の 11 第 1 項	3/4	除害施設新設等届出書の写し

本 法 附 則 第 十 五 条	第 43 項	経営力向上計画 の認定を受けた 中小事業者等が 取得した機械及 び装置、工具、 器具及び備品並 びに建物附属設 備	中小企業等経営強化 法第 14 条第 2 項及 び第 13 条第 3 項	1/2	計画の申請書及び 認定書の写し 工業会等による仕 様等証明書の写し
	第 47 項	中小事業者等が 先端設備等導入 計画の認定後に 導入計画に基づ き取得した機械 及び装置、工具、 器具及び備品並 びに建物附属設 備	生産性向上特別措置 法第 41 条第 2 項及 び第 36 条第 1 項	零 (0)	計画の申請書及び 認定書の写し 工業会等による仕 様等証明書の写し
(注)「法」・・・地方税法 「施行令」・・・地方税法施行令 「施行規則」・・・地方税法施行規則					